（第4号様式）（控えが必要な方はコピーをおとりください。）

都内校　学校法人理事長　殿
都外校　（公財）東京都私学財団理事長　殿

授

＜申請書１枚目＞授業料軽減助成金
＜申請書２枚目＞奨学給付金

あ

No. ＿＿＿＿＿＿

申請年月日　令和　　年　　月　　日

令和２年度 私立高等学校等 授業料軽減助成金 交付申請書

下記のとおり申請します。

学校番号	1 0 2 3 1 1 0	学校名	学校所在地（　東京都　）都・道・府・県 安田学園高等学校	入学年月	平成　年　月 令和　入学	学年	□1年 □2年 □3年	寮在住	□

申請者（保護者等）					
フリガナ			フリガナ		
氏　名	（姓）	（名）	生徒氏名	（姓）	（名）
郵便番号	－	生徒との関係		生徒の生年月日	昭和・平成　年　月　日
フリガナ					
住　所					
電　話	自宅　－　－		日中連絡先	－　－	
就学支援金	認定番号	－０１３－　－		※支給額決定通知書に記載された13桁の番号です。学校の所在地が東京都外の場合は記入不要です。	

所得状況		
	□	①：生活保護受給世帯
	□	②：住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯 （区市町村民税：所得割額及び都道府県民税：所得割額が「0」円の世帯）
	□	上記①②以外の世帯 ⇒奨学給付金の対象外です。＜申請書２枚目＞を取り外してください。

奨学給付金の対象世帯です。
＜申請書２枚目＞奨学給付金 も記入してください。

多子判定	□	多子世帯　※世帯において税法上扶養する23歳未満の子が３人以上いる場合に☑をつけてください。

所得の証明書提出		
		下記のいずれかに☑を付けてください。
	□	親権者（両親）２名分　※親権者の１名が単身赴任をしている場合は、単身赴任者の「所得の証明書」も必要となります。
	□	親権者の内の１名が日本国内に住所を有しない場合（海外赴任） ※親権者（都内在住）の「所得の証明書」及び海外赴任者の「給与支払証明書」が必要です。お問い合わせください。
		親権者 １名分
	ア□	・「配偶者控除」を受けており、配偶者に住民税が課税されていないため
	イ□	・離婚、死亡等により親権者が１名のため
	□	未成年後見人 □ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
	□	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合　・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒の保護者または未成年者が存在するが、就学に要する経費の負担を求めることが困難である場合 等
	□	生徒本人　親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※他道府県や区市町村等から授業料の補助又は免除を受けている（又は受ける予定がある）場合、以下に記入ください。就学支援金・学校の減免制度は除きます。

補助又は免除を受けている（又は受ける予定がある）組織名称	授業料総額	補助・免除の金額
	円	円

◆上部と同じ氏名を記入の上、押印してください。

この申請書の記載内容は、事実に相違がないことを誓約します。本申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
また、他道府県や区市町村等からの授業料の補助又は免除を受けている（又は受ける予定がある）場合は、上部に記載しています。

署名必須　　申請者氏名　　㊞

支払金口座振替依頼書

下記の口座に振り込みください。
※申請者と口座名義人が一致していないと支払金は振り込めません。　一致していることを確認してください。
ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、（公財）東京都私学財団及び東京都が共有します。

振込先口座					
金融機関コード例：［みずほ：0001］［三菱UFJ：0005］［三井住友：0009］［りそな：0010］［埼玉りそな：0017］［ゆうちょ：9900］など					
金融機関コード		金融機関名	銀行・信用組合・信用金庫 農業協同組合・労働金庫		
支店コード	店	口座名義人（申請者）	フリガナ		
預金種別	普通・当座貯蓄	口座番号	氏　名		

審査欄（申請者は記入しないこと）

所得状況等		
	課税標準額①	，　，　円
	課税標準額②	，　，　円
	①結果	，　，　円
	②結果	，　，　円
	①②合計	，　，　円

扶養人数		
	申	人
	配	人
	計	人

Ⅰ	Ⅱ	
生保	65,000	
非・均		
一定基準①		<154,500円
一定基準②	342,200	<304,200円
一定基準③		
多子世帯	59,400	

対象外	
	住所
	学校

取下げ	
非該当	
	住民税額超過
	給与収入超過
	その他